

平成 27 年 11 月 12 日

各 位

東京都品川区西五反田一丁目 21 番 8 号
株 式 会 社 ガ イ ア ッ ク ス
代 表 執 行 役 社 長 上 田 祐 司
(コード番号：3775 名証セントレックス)
(連絡先) 執行役管理本部長 野澤 直人
TEL 03-6869-0005 (直通)

第三者割当による第 16 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 11 月 12 日開催の取締役会において、第三者割当による第 16 回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」という。）の発行を決議しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 27 年 11 月 30 日
(2) 発行新株予約権数	7,500 個
(3) 発 行 価 額	本新株予約権 1 個当たり 1,110 円（総額 8,325,000 円）
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：750,000 株（新株予約権 1 個当たり 100 株） 上限行使価額はあります。 下限行使価額は 896 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は、750,000 株です。 本新株予約権の行使に際して交付する株式において、当社は保有する自己株式（平成 27 年 10 月 31 日現在 472,908 株）の一部を優先的に活用する予定です。
(5) 資 金 調 達 の 額	953,325,000 円（差引手取概算額）（注）
(6) 行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初行使価額 1,280 円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の前取引日の株式会社名古屋証券取引所（以下「名証」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の 93%に相当する価額に修正されます。但し、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先)	株式会社 SBI 証券に対する第三者割当方式
(8) そ の 他	当社は、株式会社 SBI 証券（以下「割当予定先」という。）との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、本新株予約権の行使等について規定した買取契約（以下「本新株予約権買取契約」という。）を締結する予定です。詳細については、別記「2. 募集の目的及び理由（2）本新株予約権の商品性」をご参照ください。

（注）資金調達の額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。
なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であります。実際の資金調達の額は行使価額が修正又は調整

ご注意：この文書は当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。

された場合には、増加又は減少します。また、本新株予約権の行使可能期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には資金調達額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、創業以来「人と人をつなげる」をミッションとして、人と人が考えていることを通わせるコミュニケーションの促進を目指しております。このコミュニケーションにおいて、時間・空間・立場を超えることができるソーシャルメディアが最適だと考えており、ソーシャルメディアでの場づくりと支援、加えてソーシャルメディアでつながる上で障害となるものの予防・解決サポートに取り組み、今までアプローチできなかった世の中の課題の解決を目指し、ソーシャルメディアに関連した企業向けサービス、コンシューマ向けサービスを提供しております。

企業向けサービスにつきましては、スマートフォン保有者の SNS サービス利用率が 63.4%に達するなど（総務省情報通信白書平成 27 年版）SNS の普及率が引き続き増加していることを背景に、ソーシャルメディアをマーケティングやプロモーション、キャンペーン、従業員の採用活動等に活用する動きが加速し、ソーシャルメディアの企業利用が大きく広がりつつある中、企業向けソーシャルネットワークサービス、企業向けソーシャルメディア運用・監視サービス、ソーシャルゲームユーザーサポートサービス等のサービスを提供して参りました。その結果、平成 21 年 12 月期より平成 26 年 12 月期に至るまで 6 期連続の増収を続けておりますが、当社グループが今後さらなる成長を実現するためには、これまでの収益のメインである企業向けのサービスラインナップに加え、新たな収益の柱となる、コンシューマ向けサービスラインナップの拡充を早急に実施することが必要であると認識しております。その中でも当社グループは、「シェアリングエコノミー」と呼ばれる新たな経済活動に注目し、事業投資をすすめております。シェアリングエコノミーとは、欧米を中心に拡大している新しい概念で、ソーシャルメディアの発達により可能となったモノ、お金、サービス等の交換・共有により成り立つ経済のしくみを指し、国内でも自動車、居住空間、遊休スペースなどの分野で広がりを見せています。「持っている人」と「持っていない人」をつなげるシェアリングエコノミーの世界観は、当社グループのミッションである「人と人をつなげる」の目指すべき姿であるとともに、平成 25 年に約 150 億ドルであった市場規模が、平成 37 年には約 3,350 億ドル規模に成長する（総務省情報通信白書平成 27 年版）と予想されていることから、当社グループの中長期的な収益拡大の絶好の好機と捉え、シェアリングエコノミー関連サービスへの投資を行っていく方針です。

当社は、当該投資に必要な資金を調達するために、本新株予約権の発行による資金調達（以下「本資金調達」といいます。）を行い、これにより調達した資金の一部をこれらの投資に充当します。

また、当社グループの平成 27 年 9 月末日時点の有利子負債額は、729 百万円となっており、平成 26 年 12 月末日時点の有利子負債額 595 百万円と比較して 134 百万円増加し、有利子負債比率が悪化しております。これは受託開発事業における運転資金の増加によるものでありますが、本資金調達は、調達した資金の一部を、有利子負債の返済に充てることで財務体質の改善を図ることも目的としております。

なお、今回のエクイティ・ファイナンスにおける具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、後記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

当社グループは、本資金調達の達成により将来的に企業価値の向上がなされることで、既存株主をはじめとするステークホルダーの利益に資するものと確信しております。

(2) 本新株予約権の商品性

① 本新株予約権の構成

- ・本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数は 100 株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は 750,000 株です（但し、株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整に伴って、調整されることがあります。）。
- ・本新株予約権者はその裁量により本新株予約権を行使することができます。但し、下記②に記載のと

ご注意：この文書は当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。

おり、本新株予約権買取契約の規定により当社が一定の期間停止指定を行うことができますので、当社の裁量により、行使を行わせないようにすることが可能となります。

- ・本新株予約権の行使価額は、当初 1,280 円（本新株予約権に係る発行決議日の前営業日である平成 27 年 11 月 11 日（以下、「発行決議日前営業日」という。）の名証における当社普通株式の普通取引の終値）ですが、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日以降、当該通知が行われた日の前取引日の名証における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その前の終値）の 93% に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額が、当該通知が行われた日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、当該価額に修正されます。但し、行使価額の下限は 896 円（発行決議日前営業日の名証における当社普通株式の普通取引の終値の 70%）（但し、株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整に伴って、調整されることがあります。）であり、修正後の価額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額となります。
- ・本新株予約権の行使可能期間は、割当日の翌取引日以降約 3 年間（平成 27 年 12 月 1 日から平成 30 年 11 月 30 日まで）であります。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができません。

本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後、本新株予約権買取契約において、主に下記②及び③の内容について合意する予定です。

② 当社による停止指定

当社は、本新株予約権の行使可能期間中、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間を随時、何回でも、定めることができます。1 回の行使停止期間は 10 連続取引日とし、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って 5 取引日前までに書面により行使停止期間の通知を行います。

③ 割当予定先による本新株予約権の取得の請求

本新株予約権の発行後、(i) 名証における当社普通株式の普通取引の終値が 10 取引日連続して当初の行使価額の 70% (896 円) (但し、株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整に伴って、調整されることがあります。) を下回った場合、(ii) 10 取引日連続して当社普通株式の 1 取引日当たりの名証における普通取引の売買高が 8 千株以下となった場合、(iii) 本新株予約権者が本新株予約権の行使可能期間満了の 1 ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は (iv) 名証における当社普通株式の取引が 5 取引日以上期間にわたって停止された場合には、本新株予約権者は、それ以後いつでも、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができます。当社は、当該取得請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して 15 取引日目の日において、本新株予約権 1 個当たり 1,110 円にて、当該取得請求に係る本新株予約権の全部を取得します。なお、本新株予約権の行使可能期間が満了した場合でも、当該取得請求に係る各本新株予約権について本新株予約権者による取得請求権の行使に基づき当社が本新株予約権者に支払うべき金銭の支払義務は消滅又は免除されません。

(3) 本新株予約権を選択した理由

数あるエクイティ・ファイナンス手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、以下に記載した本新株予約権の特徴を踏まえ、本新株予約権が現時点での最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

(本新株予約権の主な特徴)

① 過度な希薄化の抑制が可能なこと

本新株予約権の目的である当社普通株式数は、750,000 株で固定されており、最大交付株式数が限定されております。(但し、株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整に伴って、調整されることがあります。) そのため、行使価額が修正された場合であっても、将来の株価動向によって当初の見込みを超え

ご注意：この文書は当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。

る希薄化が生じるおそれはありません。

② 株価への影響の軽減を図っていること

下記の仕組みにより、株価への影響の軽減を図っております。

- ・行使価額は各行使請求の通知が行われた日の前取引日の名証における当社普通株式の普通取引の終値を基準として修正される仕組みとなっていること、また、後記「6. 割当予定先の選定理由等（6）その他」に記載の割当予定先による行使制限措置などにより、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと
- ・下限行使価額が 896 円（発行決議日前営業日の名証における当社普通株式の普通取引の終値の 70%の水準）（但し、株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整に伴って、調整されることがあります。）に設定されていること

③ 将来的な株価上昇の場合、希薄化を軽減できること

本新株予約権には上限行使価額は設定されていないことから、将来的に株価が上昇した場合には、行使価額も対応して上昇します。また取得条項が付されている為、株価が上昇し、少ない行使数でも当社が必要とする金額を調達できた場合には、行使停止期間を設定しつつ、取得条項を行使することによって、既存株主にとっての希薄化が抑制されます。

④ 資本政策の柔軟性が確保されていること

資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権の全部をいつでも取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

<本新株予約権の主なデメリット>

本新株予約権には、主に、下記⑤乃至⑧に記載されたデメリットがございますが、当社といたしましては、上記①乃至④に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

- ⑤ 本新株予約権の下限行使価額は 896 円（発行決議日前営業日の名証における当社普通株式の普通取引の終値の 70%の水準）（但し、株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整に伴って、調整されることがあります。）に設定されており、株価水準によっては資金調達ができない可能性があります。
- ⑥ 株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。但し、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。
- ⑦ 当社の株式の流動性が減少した場合には、調達完了までに時間がかかる可能性があります。
- ⑧ 本新株予約権発行後、名証における当社普通株式の普通取引の終値が 10 取引日連続して下限行使価額を下回った場合等には、割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する場合があります。

(他の資金調達方法との比較)

- ⑨ 公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に 1 株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- ⑩ 第三者割当型転換社債型新株予約権付社債（以下「CB」という。）は、様々な商品設計が考えられますが、一般的には割当先が転換権を有しているため、当社のコントロールが及びません。また、転換価額が固定のCBでは、株価が転換価額より上昇しない限り、転換が進捗せず資本増強目的が達成できないことが懸念されます。一方、株価に連動して転換価額が修正されるCB（いわゆる「MSCB」）では、転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、希薄化が確定しないために株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- ⑪ 第三者割当てによる新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に 1 株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、現時点では新株の適当な割当先が存在しません。
- ⑫ 借入れによる資金調達は、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれます。

ご注意：この文書は当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額 (円)	968, 325, 000
② 発行諸費用の概算額 (円)	15, 000, 000
③ 差引手取概算額 (円)	953, 325, 000

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額に、本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額であります。

2. 行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使可能期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。

3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、本新株予約権の価値評価費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等）の合計であります。

4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 953, 325, 000 円につきましては、「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主な目的」に記載しております、シェアリングエコノミー関連サービスへの投資、有利子負債の返済に必要な資金を投資します。

具体的な使途	金 額 (円)	支出予定時期
①シェアリングエコノミー関連サービスへの投資資金	600, 000, 000	平成 28 年 1 月～ 平成 30 年 12 月
②有利子負債の返済に係る資金	353, 325, 000	平成 28 年 1 月～ 平成 29 年 12 月
合計	953, 325, 000	

(注) 1. 本新株予約権の行使状況により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、手元資金により充当することによって上記の事業計画を遂行する予定であります。なお、本新株予約権の行使時における株価推移により上記の使途に充当する支出予定金額を上回って資金調達ができた場合には、企業向けサービスに関連する運転資金に充当する予定であります。

2. 当社は、本新株予約権の払込みにより調達した資金を速やかに支出する計画であります。支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。

3. 上記具体的な使途につき、優先順位はございません。支出時期の早いものより充当する予定であります。

① シェアリングエコノミー関連サービスへの投資資金

当社グループは、ソーシャルメディアの発達により近年急速な拡大を見せるシェアリングエコノミー市場が、「人と人をつなげる」をミッションとして掲げる当社グループの今後の成長戦略において重要な市場であると認識しており、ソーシャルメディアの構築・運営・監視及びソーシャルアプリサポートのリーディングカンパニーとしての知見を活かし、日本の伝統産業の職人・作り手を支援するクラウドファンディングサービス「伝統サポーターズ」、地域ならではの観光体験を個人でも掲載・予約できるマーケットプレイス「TABICA(タビカ)」をはじめとして、昨年度よりシェアリングエコノミー関連サービスの立ち上げを行って参りました。なお、当該事業につきましては、平成 27 年 12 月期第 2 四半期報告書において、インキュベーション事業セグメントに区分されております。また、自社でのサービス開発のみならず、平成 27 年 9 月 9 日付適時開示にて発表いたしました、ライドシェアサービス「notteco(ノッテコ)」の事業譲受のような外部からの事業取得に加え、シェアリングエコノミー関連事

ご注意：この文書は当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。

業を行う企業への出資も複数実施するなど、事業の拡大を進めております。今後さらに投資を加速し、日本におけるシェアリングエコノミービジネスの拡大をけん引することが、当社グループの企業価値向上につながると考えており、本資金調達によって調達した資金につきましては、サービス開発に係る人件費及び広告宣伝費、関連企業に対する出資金や M&A 資金に 600 百万円を充当する方針です。この金額は、当社の今期（平成 27 年 12 月期）における新規事業への投資予算額 200 百万円の 3 年分であり、支出予定時期に記載のとおり、平成 28 年 1 月より平成 30 年 12 月までの 3 年間に渡って、資金を投入していく方針です。また、海外展開を視野にいたしたサービスにつきましては、平成 27 年 7 月 28 日付適時開示にて設立及び追加出資を発表いたしました、シンガポール法人 XStartup Singapore Pte. Ltd. にて事業運営を行っていく予定です。現時点でサービス開発、出資及び M&A において具体的に計画されている案件はございませんが、今後決定した際には、適切なタイミングで開示を行って参ります。

なお、当該資金使途において、現時点での優先順位は決定しておりません。シェアリングエコノミー関連市場の動向、各サービスの損益状況等を鑑み、投資効率を最大化すべく、都度経営判断により投入先と投入資金額を決定していく方針です。

② 有利子負債の返済に係る資金

当社グループは、平成 27 年 9 月末日時点で、有利子負債 729 百万円（流動負債として、短期借入金 81 百万円、1 年内返済予定の長期借入金 200 百万円、1 年内償還予定の社債 8 百万円、固定負債として、長期借入金 440 百万円）を有しており、平成 26 年 12 月末日時点の有利子負債額 595 百万円と比較して 134 百万円増加し、有利子負債比率が悪化しております。そのため、今回の調達金額の一部 353 百万円を、当該有利子負債の返済及び償還資金に充当することで、財務体質の改善を実現したいと考えております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、当社グループの現在の事業の柱である企業向けサービスに加え、市場拡大が期待されるシェアリングエコノミー市場において事業を拡大していくことが当社グループの企業価値向上につながると見込まれることから、今回のファイナンスは株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

（1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的な内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（住所：東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号、代表者：野口真人）に依頼しました。当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、行使可能期間中に行使価額の修正がなされる可能性があること、並びに本新株予約権の発行要項及び本新株予約権買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、当社普通株式の流動性等を考慮し、①停止指定条項については、本新株予約権の発行が資金調達目的であることを勘案し、行使しないとする、②取得条項については、行使価額の修正に上限がないため、行使しないとする、③割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等については行使可能期間にわたって分散的な権利行使がなされること並びに④取得請求権については株価が当初行使価額の 50% を 10 営業日連続して下回った場合には、残存する本新株予約権の取得をするように当社に請求するものとするを仮定して評価を実施しています。

ご注意：この文書は当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額である1,110円としました。また、本新株予約権の行使価額は、当初、平成27年11月11日の名証における当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する額とするとともに、本新株予約権の行使価額の修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、割当予定先との間での協議を経て、7%としました。

本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、当該評価額と同額と決定されているため、本新株予約権の払込金額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査委員会から、払込金額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、上記算定根拠に不合理な点は見受けられず、有利発行に該当しない旨の意見の表明を得ております。当該意見表明は、①第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の公正価値を算定していること、②当該算定にあたり、本新株予約権の行使価額や行使可能期間等の発行条件、当社普通株式の市場売買高及び株価、株価変動性、配当利回り、無リスク利子率等の諸条件及び本新株予約権買取契約に定められたその他の諸条件並びに当社と割当予定先の行動が考慮されていること、③払込金額が算定結果である評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、当該評価額と同額と決定されていること等を総合考慮して、本新株予約権の払込金額は適正価額であり、有利発行には該当しない旨の意見を述べるものであります。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は最大750,000株（議決権7,500個相当）であり、平成27年6月30日現在の当社発行済株式総数5,147,752株（総議決権数46,727個）に対して最大14.57%（総議決権数に対して最大16.05%）の希薄化が生じます。しかしながら、当該調達資金を、今後市場拡大が期待されるシェアリングエコノミー市場における事業拡大資金に充当することにより、当社グループの業容を拡大し、今後の収益性の向上を図り、企業価値の増大を目指すものであり、また、比較的長期間かつ継続的な資金需要の適時適切な充足を図るものであることから本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

なお、①新株予約権の目的である当社普通株式数の合計750,000株に対し、当社株式の過去6ヶ月間（平成27年5月～10月）における1日当たり平均出来高は36,824株であり、一定の流動性を有していること、②複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されること及び③当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要（平成27年3月31日現在）

(1)	名	称	株式会社SBI証券				
(2)	所	在	地	東京都港区六本木一丁目6番1号			
(3)	代表者の役職・氏名		代表取締役	高村 正人			
(4)	事	業	内	容	金融商品取引業		
(5)	資	本	金	479億3,792万円			
(6)	設	立	年	月	日	昭和19年3月30日	
(7)	発	行	済	株	式	数	3,461,559株
(8)	決	算	期	3月			

ご注意：この文書は当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。

(9)	従業員数	(単体) 358 名		
(10)	主要取引先	投資家及び発行体		
(11)	主要取引銀行	株式会社みずほ銀行		
(12)	大株主及び持株比率	S B I ファイナンシャルサービシーズ株式会社 100%		
(13)	当 事 会 社 間 の 関 係			
	資 本 関 係	割当予定先が保有している当社の株式の数：71,100 株 (平成 27 年 10 月 31 日現在) 当社が保有している割当予定先の株式の数：－		
	人 的 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取 引 関 係	当社の主幹事証券会社であります。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14)	最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期
	連 結 純 資 産	146,256	153,221	159,146
	連 結 総 資 産	1,414,500	1,759,168	2,151,779
	1 株当たり連結純資産(円)	42,235.97	44,263.74	45,975.40
	連 結 売 上 高	43,401	74,298	77,577
	連 結 営 業 利 益	11,478	32,799	34,680
	連 結 経 常 利 益	11,512	32,743	34,736
	連 結 当 期 純 利 益	6,733	18,069	20,127
	1 株当たり連結当期純利益(円)	1,945.33	5,219.96	5,814.69
	1 株 当 た り 配 当 金 (円)	10,802.31	3,160.75	4,070.41

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) 割当予定先は、名証の取引参加者であります。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由 (3) 本新株予約権を選定した理由」に記載のとおり、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として本スキームによる資金調達を検討しており、複数の金融機関から本スキームに類似した資金調達方法の提案を受けました。その中で、株式会社 SBI 証券が、①同社からの提案が条件面で最も優位であったことに加え、主幹事証券会社として当社のニーズを深く理解していると判断したこと、②国内に厚い顧客基盤を有する証券会社であり、今回発行を予定している本新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員である株式会社 SBI 証券による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものであります。

(3) 割当予定先の保有方針

本新株予約権買取契約において、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められる予定です。割当予定先は、本新株予約権の行使により交付される当社株式に

ご注意：この文書は当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。

については、下記「(5) 株券貸借に関する契約」に記載の借株を用いた売却の場合には、当該借株の貸主に対して返却し、その他の場合は、適時売却していく方針です。また、割当予定先はいずれの場合も、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、市場動向を勘案し、借株を用いた売却又は適時売却を行う方針であることを口頭で確認しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、本新株予約権に係る払込みに要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けております。また、当社は、書面で入手した割当予定先の平成 28 年 3 月期第 2 四半期決算短信に記載されている平成 27 年 9 月 30 日現在の四半期連結貸借対照表及び、割当予定先の完全親会社である SBI ホールディングス株式会社が平成 27 年 8 月 12 日付で関東財務局長宛に提出した第 18 期第 1 四半期報告書の平成 27 年 6 月 30 日現在の要約四半期連結財政状態計算書により、同社が本新株予約権の払込みに要する十分な現預金及びその他の流動資産を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、当社の代表執行役社長である上田祐司は、その保有する当社普通株式の一部について割当予定先への貸株を行う予定です。当該貸株に係る契約において、本新株予約権に関して、本新株予約権の割当予定先は本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行わない旨を合意しております。

(6) その他

本新株予約権に関して、当社は、本新株予約権買取契約において、上記「2. 募集の目的及び理由 (2) 本新株予約権の商品性」②及び③に記載の内容以外に下記の内容について合意する予定であります。また、割当予定先が、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要があり、その場合には、割当予定先が、あらかじめ譲受人となる者に対して、当社との間で下記の内容について約させる旨が、本新株予約権買取契約において定められる予定であります。

<割当予定先による行使制限措置>

- ① 当社は、名証の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 36 条、同取扱い 18 の定めに基づき、新株予約権の割当予定先が暦月の 1 ヶ月間において割当日の上場株式数の 10% を超える行使を行わないこと（当社が本新株予約権とは別の MSCB 等で当該 MSCB 等に係る新株予約権等の行使請求期間が本新株予約権と重複するものを発行する場合には、暦月の 1 ヶ月間において本新株予約権の行使により交付された当社普通株式の数の合計を計算するにあたって、同じ暦月において当該 MSCB 等に係る新株予約権等の行使により交付されることとなる当社普通株式の数も合算するものとする）について、本新株予約権の割当予定先による行使を制限するよう措置を講じる予定であります。
- ② 本新株予約権が残存する限り、当社は、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社の株式の交付を除き、割当日からその 180 日後の日までの期間において、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行しないことを合意する予定です。但し、(i) 当社の役員、従業員及び当社の子会社の役員、従業員を対象とするストック・オプションとして新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、(ii) 割当日時点で既発行の新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、(iii) 当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（当該事業会社が金融会社又は貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限ります。）、(iv) 株式分割又は株式無償割当てに伴い当社の株式を交付する場合、並びに(v) 単元未満株主が当社に対し売渡請求ができる旨の定款の定めを行った場合の当該定めに基づく当社の株式の売渡しによる場合を除きます。

ご注意：この文書は当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成27年6月30日現在）	
上田 祐司	10.33%
小方 麻貴	3.18%
小高 奈皇光	2.71%
中部証券金融株式会社	2.60%
林 健一	2.24%
加藤 俊男	2.14%
SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社	2.08%
里見 重賢	1.65%
鳥居 晋太郎	1.56%
秋成 和子	1.46%

（注）今回の募集分について長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

8. 今後の見通し

今回の調達資金を上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、一層の事業拡大、収益の向上及び財務体質の強化につながるものと考えております。また、今回の資金調達による、今期業績予想に与える影響はございません。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の25%未満としていること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、名証の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第34条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（1）最近3年間の業績（連結）

	平成24年12月期	平成25年12月期	平成26年12月期
連結売上高	3,830百万円	3,940百万円	4,324百万円
連結営業利益	△76百万円	△50百万円	36百万円
連結経常利益	△79百万円	△76百万円	111百万円
連結当期純利益	68百万円	△137百万円	62百万円
1株当たり連結当期純利益	22.22円	△38.10円	13.49円
1株当たり配当金	0円	0円	0円
1株当たり連結純資産	89.80円	324.57円	339.90円

（2）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成27年9月30日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	5,147,752株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	532,630株	10.3%

ご注意：この文書は当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。

下限値の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	—	—

（３）最近の株価の状況

① 最近３年間の状況

	平成 24 年 12 月期	平成 25 年 12 月期	平成 26 年 12 月期
始 値	27,050 円	34,700 円	715 円
高 値	76,600 円	514,000 円 ※ 1 1,630 円 ※ 2 1,430 円	1,018 円
安 値	23,600 円	32,100 円 ※ 1 767 円 ※ 2 611 円	414 円
終 値	34,800 円	709 円	910 円

(注)※ 1 は、平成 25 年 7 月 1 日付で普通株式 1 株につき普通株式 100 株の割合で行った株式分割による権利
 落後高値・安値を示しております。また、※ 2 は、平成 25 年 7 月 11 日を割当基準日とする第 14 回新株
 予約権の付与による権利落後の高値・安値を示しております。

② 最近 6 か月間の状況

	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
始 値	1,348 円	1,681 円	1,630 円	1,570 円	1,403 円	730 円
高 値	1,850 円	1,749 円	1,640 円	1,870 円	1,609 円	1,429 円
安 値	1,250 円	1,570 円	1,148 円	1,168 円	707 円	711 円
終 値	1,641 円	1,630 円	1,548 円	1,403 円	724 円	1,064 円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 27 年 11 月 11 日
始 値	1,230 円
高 値	1,288 円
安 値	1,226 円
終 値	1,280 円

（４）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第 14 回新株予約権の発行

割 当 日	平成 25 年 7 月 12 日
調 達 資 金 の 額	新株予約権の発行による調達額 0 円 新株予約権の行使による調達額 1,231,371,200 円（手取概算額）
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	3,048,800 株（注）
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	なし
募 集 後 に お け る	5,147,752 株

ご注意：この文書は当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的
 に作成されたものではありません。

発行済株式総数		
割当先	平成25年7月11日現在当社普通株式を所有する当社以外の株主	
当該募集による潜在株式数	当初の行使価額（600円）における潜在株式数：普通株式2,483,900株 ライツ・オファリングの手法によっており、当初の行使価額に変更は生じません。	
現時点における行使状況	行使済株式数：普通株式2,098,952株	
現時点における潜在株式数	0個（0株）	
発行時における当初の資金使途	①既存事業の海外展開に伴う一般管理費／関係会社への投融資	400,000,000円
	②公職選挙法改正に伴うネット選挙支援事業の事業化に伴う一般管理費	200,000,000円
	③M&A、投資に係る資金	400,000,000円
	④有利子負債の返済・財務体質の改善に係る資金	400,000,000円
発行時における支出予定時期	①既存事業の海外展開に伴う一般管理費／関係会社への投融資	平成25年10月～平成26年12月
	②公職選挙法改正に伴うネット選挙支援事業の事業化に伴う一般管理費	平成25年10月～平成26年12月
	③M&A、投資に係る資金	平成25年10月～平成26年12月
	④有利子負債の返済・財務体質の改善に係る資金	平成25年10月～平成26年12月
現時点における充当状況	①フィリピン子会社の GaiaX Asia Corporation の運転資金及び人員増加によるオフィス移転費用として平成26年12月までに100百万円を充当しております。当初平成26年12月までに設立を予定しておりました外国子会社の設立につきましては、平成27年7月にシンガポールに XStartup Singapore Pte. Ltd. を設立し、設立費用として300百万円を充当しております。 ②公職選挙法改正に伴うネット選挙支援事業の事業化に伴う一般管理費として平成26年12月までに150百万円を充当しております。 ③平成27年8月までに M&A 資金として20百万円、子会社への投資資金として150百万円、投資先への投資資金として140百万円を充当しております。 ④平成27年3月までに有利子負債の返済資金として400百万円を充当しております。	

（注）平成25年7月1日を効力発生日として、平成25年6月30日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の保有する当社株式1株につき、100株の割合をもって分割（以下「本株式分割」といいます。）しており、平成25年6月14日現在の当社発行済株式総数に本株式分割における株式1株の分割後の株式数である100を乗じた数としております。

ご注意：この文書は当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。

(別紙)

株式会社ガイアックス
第 16 回新株予約権（行使価額修正条項付）
発行要項

1. 本新株予約権の名称 株式会社ガイアックス第 16 回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 8,325,000 円
3. 申込期間 平成 27 年 11 月 30 日
4. 割当日及び払込期日 平成 27 年 11 月 30 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を、株式会社 S B I 証券に割当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

（1）本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式 750,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「交付株式数」という。）は、100 株とする。）。但し、本項第（2）号乃至第（5）号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

（2）第 11 項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。
なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

（3）前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

（4）調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 11 項第（2）号、第（4）号及び第（5）号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

（5）交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用日その他必要な事項を本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に通知する。但し、第 11 項第（2）号⑥に定める場合その他適用日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用日以降すみやかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 7,500 個
 8. 各本新株予約権の払込金額 金 1,110 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり金 11.1 円）
 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - （1）各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に交付株式数を乗じた額とするが、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
 - （2）行使価額は、当初金 1,280 円とする。但し、行使価額は第 10 項又は第 11 項に従い、修正又は調整されることがある。
10. 行使価額の修正

本新株予約権の発行後、行使価額は、第 16 項第（1）号に定める本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「修正日」という。）に、修正日の前取引日の株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 93%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。）。但し、

ご注意：この文書は当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。

上記の計算による修正日価額が、金 896 円（第 11 項の調整がなされる場合には、同項の規定を準用して調整される。以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

本新株予約権の行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由が発生し、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額（本項第(1)号に定める調整後行使価額をいう。以下同じ。）の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合は当該基準日又は株主確定日の翌日以降、これを適用する。

- ②当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日又は株主確定日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- ③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価（本項第(3)号⑤に定める。以下同じ。）をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）又は払込期間の末日の翌日（無償割当ての場合効力発生日の翌日）以降これを適用する。但し、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行さ

ご注意：この文書は当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。

れている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第（３）号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第（３）号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、（ｉ）上記交付の直前の本項第（３）号③に定める既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、（ii）上記交付の直前の本項第（３）号③に定める既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

- ⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式１株当たりの対価（以下、本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本号又は本項第（４）号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における本項第（３）号②に定める時価を下回る価額になる場合

（ｉ）当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

（ii）当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記（ｉ）による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第（３）号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の本項第（３）号③に定める既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過する普通株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、１か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

- ⑥ 本号①乃至③の場合において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が設定され、且つ効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会、取締役会、その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該承認があった日までの期間内に本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算式により算出される株式数の当社普通株式を交付する。但し、株式の交付については第 19 項第（２）号の規定を準用する。

（調整前行使価額－調整後行使価額）×調整前行使価額により当該期間内に交付
された株式数

株式数＝
$$\frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

ご注意：この文書は当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。

- ⑦本号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (3) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑥の場合は基準日又は株主確定日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。
- この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、当社普通株主に普通株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与えるための基準日又は株主確定日が定められている場合にはその日、また、当該基準日又は株主確定日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- ④当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日又は株主確定日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。
- ⑤行使価額調整式で使用する対価は、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。
- ⑥行使価額調整式で使用する完全希薄化後普通株式数は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、
- (i)（本項第(2)号④においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii)（本項第(2)号⑤においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- (4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② 当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

ご注意：この文書は当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。

- ④ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に定める修正日と一致する場合には、当社は必要な調整を行う。但し、この場合も、下限行使価額については、本項を準用して調整を行うものとする。
- (6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑥の場合その他適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降すみやかにこれを行う。
12. 本新株予約権の行使可能期間
- 平成27年12月1日から平成30年11月30日までの期間とする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日（株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の休業日等でない日をいう。）並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
- 各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得事由
- (1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得する。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個当たり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個当たり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
16. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権の行使請求は、機構又は口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第2条第4項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。）に対し行使請求に要する手続きを行い、行使可能期間中に機構により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求に要する手続きとともに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第18項に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に払い込むものとする。
- (3) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
17. 行使請求受付場所
- 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
18. 払込取扱場所
- 株式会社三菱東京UFJ銀行 原宿支店
19. 本新株予約権行使の効力発生時期等

ご注意：この文書は当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。

- (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が第 17 項に記載の行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。
- (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の 3 銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

20. 振替新株予約権

本新株予約権は、その全部について社債等振替法第 163 条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第 164 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。

21. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本要項並びに割当先との間で締結する予定の新株予約権買取契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社普通株式の株価、当社普通株式の流動性、株価変動率、配当利回り、無リスク利子率及び当社の資金調達需要等を勘案し、当社の行動及び割当先の権利行使行動等について一定の前提をおいて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額は評価額と同額である金 1,110 円とした。

また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載の通りとし、当初の行使価額は、平成 27 年 11 月 11 日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とした。

23. 単元株式数の定め廃止等に伴う取扱い

当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表執行役又はその指名する者に一任する。

以 上